

障第1157号  
平成30年12月17日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 調理師就業届出制度の周知について

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局健康課長から通知がありました。事業所、社会福祉施設、病院、介護老人保健施設等において調理業務に従事する調理師には、2年ごとに調理師法第5条の2第1項の規定に基づく届出が義務づけられています。

こうした中、当県では、調理師法第5条の2第1項の規定に基づく調理師就業届出の受理事務を一般社団法人岐阜県調理師連合会に委託しております。ついては、当該連合会が作成した届出に関するリーフレット及び届出書を添付しますので、下記ホームページとあわせ、貴法人の調理師に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

○岐阜県ホームページ（調理師就業届出制度）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/syuugyou-todokede.html>

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	市橋
電話	058-272-1111 内2686		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		